

令和5年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会 次第

日時 令和5年8月3日（木）

午後3時から

場所 中央区役所別館6階A会議室

1 開会

2 議題

個人情報保護制度の手引の策定について (資料2～8)

3 その他

4 閉会

<会議資料>

資料1 中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会名簿

資料2-1 個人情報保護制度の手引策定に向けた方向性について

資料2-2 個人情報保護制度の手引の目次

資料3 法と旧条例の主な相違点と制度見直しの内容

資料4-1 目的外利用・提供の例外要件の対応関係

資料4-2 手引への記載案（目的外の利用及び提供）

資料5 代理制度における取扱いの変更点

資料6-1 不開示情報の対応関係

資料6-2 手引への記載案（開示・不開示の決定）

資料7 手引への記載案（決定の期限）

資料8 開示の実施方法等の合致に向けた運用について

中央区情報公開・個人情報保護審議会小委員会名簿

< 委員 >

(敬称略)

役職	氏名	備考
千葉大学名誉教授	鈴木 庸夫	【委員長】
中央大学法科大学院教授	藤原 静雄	【委員長職務代理者】
弁護士	糠谷 秀剛	
弁護士	窪木 登志子	

< 事務局 >

役職	氏名	備考
総務部長	黒川 眞	
総務部参事（連絡調整・特命担当） 総務課長事務取扱	田部井 久	
総務部総務課情報公開係長	東 雅之	
総務部総務課情報公開係主査	大江 洋輔	
総務部総務課情報公開係	竹内 雄太	

1 現状と課題

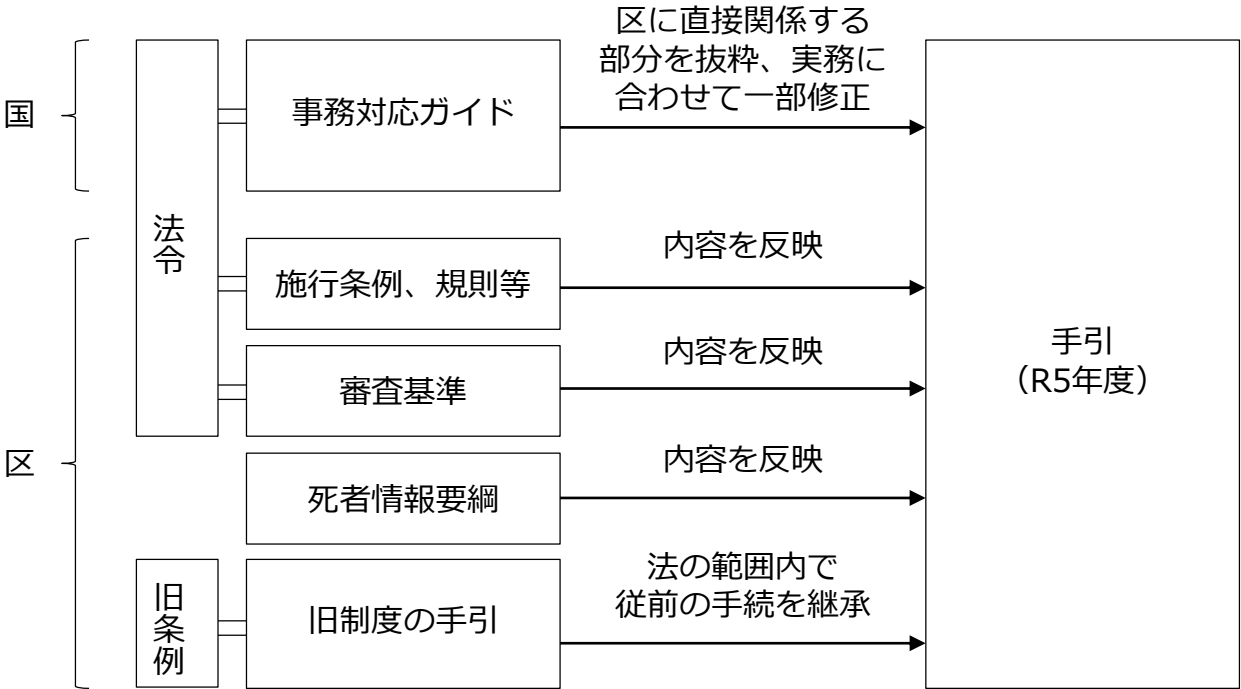
	法令・条例等		解釈・運用
従前	○中央区個人情報の保護に関する条例	○規則 ○要領等	○個人情報保護制度の手引
現在	・個人情報の保護に関する法律 ○中央区個人情報の保護に関する法律施行条例	・政令 ・規則 ○規則 ○管理規程 ○死者情報要綱 ○要領等	・事務対応ガイド ○審査基準（開示等の決定） 区の実務全体を網羅した 解釈・運用の基準の必要性

※「○」は中央区が制定・作成、「・」は国が制定・作成

2 手引の位置付け

中央区における個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図るため、個人情報の保護に関する法律その他関係規程の解釈及び運用の基準となる事項について、本区の条例等の規定や実務を踏まえて整理した手引とする。

3 手引の構成要素



4 今後のスケジュール（予定）

令和5年 8月～11月 手引の編さん作業

11月～12月 令和5年度第1回中央区情報公開・個人情報保護審議会
⇒手引策定の報告

個人情報保護制度の手引の目次

第1 はじめに

- 1 手引について
- 2 凡例

第2 個人情報保護法その他関係規程の解釈と運用

1 総則

(1) 法の目的及び基本理念（法第1条・第3条）

- ア 法の目的
- イ 法の基本理念

(2) 法第5章〔行政機関等の義務等〕の対象となる主体（法第2条・第63条）

- ア 行政機関等
- イ 行政機関の長等
- ウ 実施機関

(3) 法第5章〔行政機関等の義務等〕の対象となる情報（法第2条・第60条）

- ア 個人情報
- イ 個人識別符号
- ウ 保有個人情報
- エ 個人情報ファイル
- オ 要配慮個人情報
- カ 条例要配慮個人情報
- キ 仮名加工情報
- ク 匿名加工情報
- ケ 行政機関等匿名加工情報
- コ 個人関連情報

(4) 死者情報要綱の対象となる主体（死者情報要綱第1条）

(5) 死者情報要綱の対象となる情報（死者情報要綱第2条）

(6) 区の責務等（法第5条・第12条－第14条）

(7) 区民及び事業者の責務（条例第4条）

2 個人情報等の取扱い

(1) 保有（法第61条）

(2) 取得及び利用（法第61条－第65条）

- ア 利用目的の変更
- イ 利用目的の明示

ウ 不適正な利用の禁止

エ 不適正な取得の禁止

オ 正確性の確保

(3) 安全管理措置（法第66条）

ア 区が講ずべき安全管理措置

イ 安全管理措置の準用

(4) 従事者の義務（法第67条）

(5) 漏えい等の報告（法第68条）

ア 委員会への報告

イ 本人への通知

(6) 目的外の利用及び提供（法第69条－第70条）

ア 目的外利用・提供の禁止の原則

イ 目的外利用・提供の禁止の例外

ウ 他法令との適用関係

エ 区内部における利用の制限

オ 提供先への必要な措置の要求

(7) 外国にある第三者への目的外の提供（法第71条）

ア 外国にある第三者への目的外の提供

イ 本人からの同意取得時の情報提供

ウ 基準適合体制を整備している主体へ提供する場合の必要な措置等

(8) 個人関連情報（法第72条）

(9) 仮名加工情報（法第73条）

ア 第三者提供の禁止

イ 安全管理措置

ウ 識別行為の禁止

エ 連絡先等の利用禁止

オ 受託者への準用

(10) 死者情報（死者情報要綱第3条）

3 個人情報管理書類

(1) 個人情報取扱事務登録簿及び個人情報取扱事務登録個票（条例第7条）

(2) 個人情報ファイル簿（法第75条）

(3) 外部委託記録票（区規則第4条）

(4) 目的外利用記録票（条例第6条）

(5) 目的外提供記録票（条例第6条）

4 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止

(1) 開示（法第76条－第89条）

ア 開示請求

イ 開示請求の受付

（ア）開示請求書の確認

（イ）本人確認・代理権確認

（ウ）開示請求書の補正

ウ 開示・不開示の決定

（ア）不開示情報への該当性の審査

a 不開示情報（個人に関する情報）

b 不開示情報（法人等に関する情報）

c 不開示情報（国の安全等に関する情報）

d 不開示情報（公共の安全等に関する情報）

e 不開示情報（審議、検討等に関する情報）

f 不開示情報（事務又は事業に関する情報）

（イ）部分開示の可否

（ウ）裁量的開示の判断

（エ）存否応答拒否の適否

エ 決定の通知

（ア）開示決定

（イ）不開示決定

オ 決定の期限

（ア）決定を行う期限

（イ）期限の延長

（ウ）期限の特例

カ 事案の移送

キ 第三者の意見の聴取

ク 開示の実施

（ア）開示の実施方法

（イ）開示の実施方法等申出書の確認

（ウ）他の法令による開示との調整

ケ 費用

(2) 訂正（法第90条－第97条）

ア 訂正請求

イ 訂正請求の受付

（ア）訂正請求書の確認

（イ）本人確認・代理権確認

（ウ）訂正請求書の補正

ウ 訂正・不訂正の決定

エ 決定の通知

（ア）訂正決定

（イ）不訂正決定

オ 決定の期限

（ア）決定を行う期限

（イ）期限の延長

（ウ）期限の特例

カ 事案の移送

キ 保有個人情報の提供先への通知

ク 訂正の実施

(3) 利用停止（法第98条－第103条）

ア 利用停止請求

イ 利用停止請求の受付

（ア）利用停止請求書の確認

（イ）本人確認・代理権確認

（ウ）利用停止請求書の補正

ウ 利用停止・利用不停止の決定

エ 決定の通知

（ア）利用停止決定

（イ）利用不停止決定

オ 決定の期限

（ア）決定を行う期限

（イ）期限の延長

（ウ）期限の特例

カ 利用停止の実施

(4) 審査請求（法第104条－第107条）

ア 審査請求

イ 審査会への諮問

(5) 保有死者情報の開示申出（死者情報要綱第4条－第9条）

5 行政機関等匿名加工情報（法第109条－第123条）

6 雑則

(1) 適用除外等（法第124条）

(2) 請求者への情報提供（法第127条）

(3) 苦情処理（法第128条）

(4) 審議会への諮問（法第129条）

(5) 実施状況の公表（条例第13条）

7 委員会による監視等

(1) 委員会による監視（法第156条－第160条）

(2) 実施状況の報告（法第165条）

(3) 情報提供・技術的助言の求め（法第166条）

(4) 条例の届出（法第167条）

第3 関係規程・ガイドライン等

1 個人情報の保護に関する法律

2 個人情報の保護に関する法律施行令

3 個人情報の保護に関する法律施行規則

4 中央区個人情報の保護に関する法律施行条例

5 中央区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則

6 中央区保有個人情報管理規程

7 中央区死者情報取扱要綱

8 中央区個人情報の保護に関する事務取扱要領

9 特定個人情報の外部提供における記録票の取扱要領

10 保有個人情報の開示請求等に係る本人確認等取扱要領

11 個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準

項目	法	旧条例
適用される規定	見直しの内容	
1 死者に関する情報	死者に関する情報は個人情報に含まない	死者に関する情報も個人情報に含む（開示手続は任意的開示により行う）
法	- 個人情報の定義に死者に関する情報を含まない法の規定が適用 - 死者に関する情報の実務上の取扱いについて、別途定める⇒死者情報要綱を制定済み	
2 個人情報保護制度の対象となる機関	対象となる機関に議会が含まれない	対象となる機関に議会を含む
法	- 個人情報の取扱いに係る規律の対象となる機関に議会を含まない法の規定が適用 - 区議会における個人情報保護に関する条例の制定を要する⇒議会個人情報保護条例が制定済み	
3 個人情報の取得	- 必要な場合に限り保有できる - 不正手段による取得の禁止を規定（関連する規定として、必要な目的の範囲による利用の限定、安全管理措置の義務、個人情報ファイル簿による本人関与がある）	（保有について直接の規定なし） - 本人からの収集の原則、収集禁止事項を規定
法	- 不正手段による取得の禁止とともに、必要な場合に限った保有等を定めた法の規定が適用 - 保有個人情報の適切な管理体制の整備について条例で規定する⇒条例で規定済み	
4 目的外の利用及び提供 → 旧取扱いを踏まえた法の規定への適用について整理、手引への記載案を提示（資料4）	①次の場合を例外として規定 - 法令(条例を含まない)に基づく場合 - 本人の同意があるとき、本人に提供するとき - 内部での利用や他の行政機関等への提供を行う場合で相当の理由があるとき - 統計・研究のために提供するとき - 提供が明らかに本人の利益になるとき - その他提供について特別の理由があるとき ②（規定なし）	①次の場合を例外として規定 - 本人の同意があるとき、本人に提供するとき - 法律・条例等に定めがあるとき - 個人情報取扱事務での利用で相当な理由のあるとき - 出版・報道等で既に公にされているとき - 生命・身体・財産の安全のため緊急かつやむを得ないとき - 審議会の意見により特に必要があるとき ②目的外利用・提供時に閲覧に供する義務
法	- 目的外の利用及び提供が例外的に認められる場合の要件について法の規定が適用 - 旧条例にあって法にない規定の内容（旧条例の下線部）は、法が定める目的外の利用及び提供の例外事項への適用により個別に対応していくこととなるため、実務上の取扱いについて定める - 目的外の利用及び提供について記録し、公表する取扱いを条例において引き続き規定する⇒条例で規定済み	
5 個人情報ファイル簿及び個人情報登録簿	- 個人情報ファイル簿の作成・公表義務を規定 - 個人情報ファイル簿の作成義務は1,000人以上の場合	- 個人情報ファイル簿及び個人情報登録簿の作成・公表義務を規定 - 個人情報ファイルの作成義務は100人以上の場合
条例	- 個人情報登録簿とともに作成基準を100人以上とする個人情報ファイル簿を整備する取扱いを条例で引き続き規定⇒条例で規定 - 法で想定されている標準様式を踏まえた様式の見直しを行う⇒規則で規定済み	

項目	法	旧条例
適用される規定	見直しの内容	
6 代理制度 → なりすまし・利益相反防止、本人確認について要領で規定（資料5）	・ 法定代理：保有個人情報の開示等の請求で可能 ・ 任意代理：保有個人情報の開示等の請求で可能（保有特定個人情報に限られない）	＜代理請求＞ ・ 法定代理：保有個人情報の開示等の請求で可能 ・ 任意代理：保有特定個人情報の開示等の請求で可能 ＜任意的開示＞ 本人が死亡や療養等の場合、配偶者や親族、委任を受けた一部の士業の者等が開示の申出を行うことができる
法	・ 開示等の請求において、保有特定個人情報に限られず任意代理が可能となる法の規定が適用 ・ 法定代理における本人の意思確認や任意代理における代理権の確認、代理人の本人確認について、本人の権利利益の保護を重視した実務上の取扱いを定める	
7 不開示の範囲 → 旧取扱いを踏まえた法の規定への適用について整理、手引への記載案を提示（資料6）	次の場合を不開示情報として規定 ・ 国の安全や国際関係上の地位に不利益を及ぼすおそれがある ・ 調査研究の遂行を不当に阻害するおそれがある（他の規定は旧条例と同様）	次の場合を不開示情報として規定 ・ 法律・ 条例等に規定されている ・ 法定受託事務を処理するに当たって開示できないと認められる ・ 公正な判断・適正な遂行を不当に阻害するおそれがある（他の規定は法と同様）
法	・ 不開示の範囲は、法の規定が適用 ・ 旧条例にあって法にない規定の内容については、法が定める不開示情報の規定を適用させることにより個別に対応していくこととなるため、実務上の取扱いについて定める	
8 開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限 → 手引への記載案を提示（資料7）	・ 30日以内（初日不算入） ・ 30日延長可能 ・ 著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能	開示決定 ・ 15日以内（初日算入） ・ 45日延長可能 ・ 著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能 訂正決定、利用停止決定 ・ 22日以内（初日算入） ・ 38日延長可能 ・ 著しい支障が生じるおそれがある場合、相当の期間延長可能
法	・ 初日不算入として開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限は30日以内、正当な理由がある場合の延長期間は30日以内となる法の規定が適用 ・ 旧条例の取扱いと同様に迅速に処理を行っていく運用について定める ・ 情報公開制度における区政情報開示決定の期限も、個人情報保護制度に合わせ、初日不算入として30日以内、正当な理由がある場合の延長期間は30日以内とする	
9 開示決定後の手続 → 規則で開示の実施方法等の合致を踏まえた様式を規則で規定（資料8）	＜手続の流れ＞ ①開示請求書（請求者→実施機関） ②開示決定通知書（実施機関→請求者） ③開示の実施方法等申出書（請求者→実施機関、30日以内に提出） ④開示（実施機関→請求者）	＜手続の流れ＞ ①開示請求書（請求者→実施機関） ②開示決定通知書（実施機関→請求者、実施機関は速やかに開示） ③開示（実施機関→請求者）
法	・ 請求者に対して開示決定通知があった日から30日以内に開示の実施方法等申出書の提出を原則義務付ける法の規定が適用 ・ 極力、請求者の負担を軽減するため、開示決定の時点でできる限り開示請求者と実施機関の開示の実施方法等を合致できるよう、実務上の取扱いについて定める	

項目	法	旧条例
適用される規定	見直しの内容	
10 開示請求の手数料	条例で定める	無料とする、実費は請求者の負担とする
条例	開示等の請求に係る手数料を無料とし、写しの作成や送付に要する費用としての実費を請求者の負担とする取扱いを条例で引き続き規定⇒条例で規定済み	
11 訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置	開示を受けた情報に対して、開示を受けた日から90日以内に訂正・利用停止請求できる（開示請求前置）	訂正・利用停止請求に当たって開示請求前置を求めない
条例	開示請求を経ることなく訂正請求及び利用停止請求ができる取扱いを条例で引き続き規定⇒条例で規定済み	
12 審査庁が不作為を認める場合の審査会への諮問免除	審査請求の全部を認容し、全部開示、訂正又は利用停止をする場合、審査会への諮問を免除する	不作為を認める宣言をし、一定の処分をした場合、審査会への諮問を免除する
法	審査請求の全部を認容する場合以外は審査会への諮問が必要とする法の規定が適用	
13 審議会の機能	個人情報の適正な取扱いのため、専門的な意見を聴くことが特に必要な場合に諮問できる ※法令に基づくものを除き、類型的に諮問を要件とする事項は定めることができない ※個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会への諮問を行うことはできない	所掌事務として次の事項を審議する ・ 制度運営に関する重要事項 ・ 旧条例の規定により意見を聞くこととされた事項（保有個人情報の取扱いにおける個別の事案に係る判断）
条例	・ 特定個人情報保護評価に関する事項を除き、類型的に諮問を要件とする審議事項を廃止 ・ 審議事項として両制度の運営に関する重要事項（議会を含む）を条例で引き続き規定(※)⇒条例で規定済み ・ 両制度に区民目線の感覚を反映させるとともに、多様な立場からの意見を聴くため、現時点においては委員構成を維持する	
14 電子計算組織への記録・結合の制限	（規定なし）	電子計算組織への記録・結合の制限について規定
法	電子計算組織への記録や結合の制限というオンライン化や電子化のみに着目した特則なし	

※想定される審議事項

- ① 両制度の運営に関する重要事項：法改正に伴う制度の見直し、制度のあり方や具体的な運用、区内部の管理体制 等
- ② 条例の規定により意見を聴くこととされた事項：特定個人情報保護評価の実施について

規定

法			
条項号	規定の概要		
69-1	法令に基づく（義務・任意）	利用	提供
69-2-1	本人の同意がある	利用	提供
	本人へ提供		提供
69-2-2	相当の理由により内部で	利用	
69-2-3	相当の理由により公の機関へ		提供
69-2-4	①統計・研究		提供
	②明らかな本人の利益		
	③その他特別の理由		
	①～③のいずれかにより公の機関以外へ		

旧条例			
条項号	規定の概要		
13-1-1	本人の同意がある		利用
13-1-2	法令・条例に基づく（義務・任意）		
13-1-3	公にされている		
13-1-4	緊急の場合		
13-1-5	相当の理由により内部で		
13-1-6	審議会が認める場合		
14-1-1	本人の同意がある		提供
	本人へ提供		
14-1-2	法令・条例に基づく（義務）		
14-1-3	公にされている		
14-1-4	緊急の場合		
14-1-5	相当の理由により公の機関へ		
14-1-6	審議会が認める場合で公の機関以外へ		

対応関係

法				旧条例			
条項号	規定の概要			条項号	規定の概要		
69-1	法令に基づく（義務・任意）	利用	提供	13-1-2	法令に基づく（義務・任意）		利用
				14-1-2	法令に基づく（義務）		提供
				14-1-5	相当の理由により公の機関へ（法令・任意）		
				14-1-6	審議会が認める場合で公でない団体へ（法令・任意）		
69-2-1	本人の同意がある	利用	提供	13-1-1	本人の同意がある		利用
				14-1-1	本人の同意がある		提供
69-2-1	本人へ提供		提供	14-1-1	本人へ提供		提供
69-2-2	相当の理由により内部で	利用		13-1-5	相当の理由により内部で		利用
				13-1-2	条例に基づく（義務・任意）		
				13-1-3	公にされている		
				13-1-4	緊急の場合		
				13-1-6	審議会が認める場合		
69-2-3	相当の理由により公の機関へ		提供	14-1-5	相当の理由により公の機関へ（「法令・任意」以外）		提供
				14-1-2	条例に基づく（義務）		
				14-1-3	公にされている		
				14-1-4	緊急の場合		
69-2-4	①統計・研究 ②明らかな本人の利益 ③その他特別の理由 ①～③のいずれかにより公の機関以外へ		提供	14-1-2	条例に基づく（義務）		提供
				14-1-3	公にされている		
				14-1-4	緊急の場合		
				14-1-6	審議会が認める場合で公の機関以外へ（「法令・任意」以外）		

(6) 目的外の利用及び提供（法第69条－第70条）

ア 目的外利用・提供の禁止の原則

法第69条（第1項）

1 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

- i 目的外利用は、区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び議会）の内部において個人情報取扱事務の目的以外の目的で当該保有個人情報を使用することをいい、目的外提供は、区の機関以外のもの（国、他の地方公共団体、事業者その他の団体及び個人）へ個人情報取扱事務の目的以外の目的で当該保有個人情報を渡すことをいう。これらは、法令の規定がある場合及び法第69条第2項による場合を除き、禁止される。
- ii 同一の課・係であっても、異なる目的の個人情報取扱事務で保有個人情報を利用する場合は、目的外利用となる。個人情報取扱事務が、複数の課又は実施機関に共通するものとして登録されている場合であれば、当該複数の課又は実施機関の間での利用は、目的外利用に当たらない。
- iii 実施機関が個人情報の取扱いを区の機関以外のものに委託し、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせるに当たって、受託者又は指定管理者に当該業務に係る保有個人情報を提供する場合は、利用目的内の提供に当たる。
- iv 住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第1条において「住民に関する事務の処理の基礎とする」ことを目的としており、行政全般に利用されることを想定している。したがって、住民基本台帳から特定の保有個人情報を抽出し、個人情報取扱事務の目的を達成するために区の機関内で利用することは、利用目的内の利用となる。
- v 「法令に基づく場合」は、保有個人情報の利用及び提供が必要との立法意思が既に明らかにされており、また、当該法令によって保護すべき権利利益が明確で、その取扱いも当該法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用及び提供することができる。
- vi 「法令」には、法律及び法律に基づいて制定される各種の政令、府省令等が含まれる（※）が、行政機関の長等が所管の機関又は職員に対して命令又は示達を行うための内部的な訓令若しくは通達は含まれない。また、地方公共団体が制定する条例は、「法令」の委任に基づき定められたものは「法令」に含まれるが、それ以外のものは

「法令」に含まれない。

※法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定が置かれている場合も含むと解されるが、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定のみに基づく場合は含まれない。

例えば、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文中に事務又は業務が列挙されていることのみでは、そのために行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。

また、普通地方公共団体が「地域における事務」を担うことを定めている地方自治法第 2 条第 2 項のような、包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない。

vii 本項の規定は、法令に基づく場合は目的外利用及び目的外提供をし得とするものであり、利用及び提供が義務付けられるものではない。実際に利用及び提供をすることの適否は、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断する必要がある。

viii 実施機関は、本項にいう法令及び法第 6 9 条第 2 項の例外事項により目的外利用及び目的外提供をするときは、個人情報管理書類に係る手続を行う（第 2 - 3 (4)・第 2 - 3 (5) を参照）。

ix 個人情報取扱事務の目的を達成するために経常的に目的外利用及び目的外提供を行っている場合は、あらかじめ当該利用又は提供を行う旨を事務の目的に記載することで本来の目的に含まれることとなり、利用目的内の利用又は提供となる。

x 本項の「法令に基づく場合」に該当すると考えられる例は、次のとおりである。

目的外利用	義務	・ 公職選挙法第 29 条第 1 項（相互の通報） ・ 人口動態調査令第 5 条（人口動態調査票の提出）
	任意	・ 地方税法第 20 条の 11（官公署等への協力要請） ・ 老人福祉法第 36 条（調査の嘱託） ・ 生活保護法第 29 条（資料の提供等） ・ 児童手当法第 28 条（資料の提供等） ・ 児童扶養手当法第 30 条（資料の提供等）
目的外提供	義務	・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 23 条（警察官の通報） ・ 住民基本台帳法第 9 条第 1 項（住民票の記載等のための市町村長間の通知）、第 19 条第 1 項～第 3 項（戸籍の附票の記載の修正等のための市町村長間の通知）

		・ 地方税法第 294 条第 3 項（市町村民税の納税義務者等） ・ 公職選挙法第 11 条第 3 項（選挙権及び被選挙権を有しない者） ・ 地方税法第 317 条の 6 第 1 項（給与支払報告書等の提出義務） ・ 戸籍法第 105 条（官公署の国籍喪失の報告） ・ 結核予防法第 22 条第 2 項（医師の行う届出） ・ 民事訴訟法第 220 条（文書提出義務） ・ 人口動態調査令第 5 条（人口動態調査票の提出） ・ 学校教育法施行令第 9 条第 2 項（区域外就学の協議） ・ 刑事訴訟法第 197 条第 2 項（捜査についての報告の請求、報告義務を課すものと解されている）
	任意	・ 少年法第 16 条第 2 項（公務所等に対する協力要請） ・ 民事訴訟法第 170 条第 1 項、第 2 項（弁論準備手続における訴訟行為等） ・ 行政不服審査法第 33 条（物件の提出要求） ・ 国税徴収法第 141 条（質問及び検査） ・ 地方税法第 20 条の 11（官公署等への協力要請） ・ 地方税法第 298 条第 1 項（市町村民税に係る徴税吏員の質問検査権） ・ 国民年金法第 108 条（資料の提供等） ・ 生活保護法第 29 条（資料の提供等） ・ 老人福祉法第 36 条（調査の囑託及び報告の請求） ・ 児童手当法第 28 条（資料の提供等） ・ 児童扶養手当法第 30 条（資料の提供等） ・ 会計検査院法第 26 条（会計検査院の検査） ・ 弁護士法第 23 条の 2 第 2 項（弁護士会からの照会）

イ 目的外利用・提供の禁止の例外

法第 69 条（第 2 項）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

i 本項第1号から第4号までのいずれかに該当すると認めるときは、目的外利用及び目的外提供をすることができる。ただし、これらに該当する場合であっても、例えば本人同意が強制されたものである等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、目的外利用及び目的外提供ができない。

(i) - 1 本人の同意があるとき（法第69条第2項第1号）

a 「本人の同意があるとき」とは、目的外利用及び目的外提供をすることについて、本人が文書又は口頭により明示的に同意する意思表示をしている場合をいう。

b 本人が未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人であり、目的外利用又は目的外提供への同意によって生じる結果について判断能力を有していない等の場合は、法定代理人等から同意を得る必要がある。

c 目的外利用及び目的外提供をすることがあらかじめ想定される場合は、個人情報を収集する段階で本人の同意を得ておくよう努めるものとする。

d 申請書等の記入要領等に、あらかじめ目的外利用及び目的外提供を行う旨が記載されている場合は、本人から反対の意思表示がない限り、本号に該当するものとして取り扱う。この場合、目的外利用及び目的外提供に同意することが申請等の条件にならないよう、十分に留意する必要がある。

e 本人の同意を得る具体的な方法については、要領第9条で次のように定めた。

(目的外の利用及び提供における本人同意の方法)

第9条 法第69条第2項第1号の本人の同意は、保有個人情報を保有する個人情報保護管理者（以下「保有管理者」という。）又は保有管理者から保有個人情報を収集して目的外の利用及び提供をしようとする個人情報保護管理者（以下「利用管理

者」という。)が、次の各号のいずれかの方法によりあらかじめ当該本人から得なければならない。

(1) 目的外の利用及び提供について本人の同意が必要である旨をあらかじめ当該本人に通知した後、これに同意する旨を証する書面を当該本人から徴する方法

(2) 申請等の際、目的外の利用及び提供について本人の同意が必要である旨を当該本人に口頭又は書面により説明した後、これに同意する旨を証する書面を当該本人から徴する方法

(3) 申請書等にあらかじめ目的外の利用及び提供についての本人の同意欄を設け、そこに本人の署名を求める方法

(4) 目的外の利用及び提供をする旨についてあらかじめ申請書等に記載しておき、本人の署名のある当該申請書等が保有管理者又は利用管理者に提出されたことをもって、当該本人の同意があったものとみなす方法

(5) 前各号に掲げる方法により難しい場合にあっては、目的外の利用及び提供をするについて口頭により本人の同意を得た際、申請書等に当該同意の内容及び年月日、確認をした担当職員の氏名等を記録する方法

(i) - 2 本人に提供するとき(法第 69 条第 2 項第 1 号)

a 「本人に提供するとき」とは、相談等に関する業務をより円滑に行うための規定として、窓口等での問い合わせに対して本人に関する保有個人情報の内容を回答する等、法第 76 条による開示請求の手続によらず、実施機関の判断により本人に提供する場合をいう。これには、口頭での求めに応じて提供する場合も含まれる。

b 求める方法のいかんにかかわらず、本号に基づく本人への提供に当たっては、提供する相手が当該保有個人情報の本人であることの確認が必要であり、法第 5 章第 4 節の開示、訂正及び利用停止に係る本人確認の手続に準じて行うものとする。

(ii) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき(法第 69 条第 2 項第 2 号)

a 本号は、実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、その適用に当たっては、客観的にみて合理的な理由や妥当性があり、実施機関が所掌する事務事業に必要な限度における利用であることが求められる。

b 「法令」には、条例が含まれる(法第 61 条第 1 項)ほか、規則等の地方公共

団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

- c 「事務又は業務」には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。

d 「相当の理由があるとき」とは、当該保有個人情報を用いて区の機関の内部で利用することにより、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが明らかであり、区民の負担軽減や行政サービスの向上、行政の効率的運営等が図られるなど社会通念上、客観的にみて合理的な理由や妥当性があると認められる場合をいう。

- e 本号に該当する場合の類型は、次のとおりである。これらの類型に当てはまらない事例については、保有個人情報の内容や利用目的等を勘案し、個別具体的に判断する。

類型
(a) 実施機関が行政施策を行うに際し、あらかじめ収集された情報により、居住要件、資格等の確認等をする必要がある場合
(b) 業務間の事務に密接な関係又は連続性があり、適正な行政執行を行うため、相互に情報交換、情報提供等を行う場合
(c) 区政の統括的な管理運営又は計画策定に関し参考とするために、他の業務に属する個人情報を利用する場合 【例】各保有課の各種名簿を各利用課における審議会委員等の推薦、通知関係事務、各種行事における招待者名簿の作成に利用
(d) 法第69条第1項の「法令」に含まれない条例及び規則に定めがある場合
(e) 目的外利用しようとする保有個人情報が、出版、報道等により公にされている場合 ・「出版・報道等により公にされている」とは、新聞、書籍、テレビ、公開の会議、不動産登記簿等により、何人でも知り得る状態にあることをいう。 ・本基準による目的外利用は、その公知性に疑義がないものに限る。
(f) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

- ・「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため」とは、火災、地震等の災害、事故、犯罪等の危険から個人の生命、身体、財産の安全を守ることをいう。
- ・「緊急かつやむを得ないと認めるとき」とは、目的外利用をすること以外に適切な手段がなく、かつ、本人の同意を得る時間的な余裕がない場合をいう。
- ・本基準による目的外利用は、具体的な危険が差し迫り、本人の権利利益の保護のためであることが客観的に認められる場合等、真に緊急かつやむを得ない場合に限る。

(iii) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき（法第 69 条第 2 項第 3 号）

- a 本号の適用に当たっての考え方並びに「法令」及び「事務又は業務」の解釈は、上記（ii）（法第 69 条第 2 項第 2 号）a～c と同様である。
- b 「相当の理由があるとき」とは、国、他の地方公共団体等が事務又は業務を執行するために実施機関から保有個人情報の提供を受けることにより、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないことが明らかであり、区民の負担軽減や行政サービスの向上、行政の効率的運営等が図られるなど社会通念上、客観的にみて合理的な理由や妥当性があると認められる場合をいう。
- c 本号に該当する場合の類型は、次のとおりである。これらの類型に当てはまらない事例については、個人情報の内容や当該個人情報の利用目的等を勘案し、個別具体的に判断する。

類型
(a) 他の行政機関等が法令に定める資格要件、基準、欠格事由の有無等の確認のために行う照会等に対し回答する場合又は実施機関がその照会等を他の行政機関等に対し行う場合
(b) 国勢調査世帯名簿等を総務省の定める要件及び手続に従って他の行政機関等に対し提供する場合

(c) 他の行政機関等が委員、講師、指導者、表彰受賞者等の選任のために行う照会等に対し回答する場合又は実施機関がその照会等を他の行政機関等に対し行う場合
(d) 他の行政機関等から補助金等の交付を受けるため、当該団体に対し補助金等の交付の申請、実績の報告等に必要な情報を提供する場合
(e) 法第69条第1項の「法令」に含まれない条例及び規則に定めがある場合
(f) 目的外利用しようとする保有個人情報、出版、報道等により公にされている場合（解釈は、上記（ii）（法第69条第2項第2号）dと同様）
(g) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合（解釈は、上記（ii）（法第69条第2項第2号）eと同様）

(iv) 上記（i）から（iii）までに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき（法第69条第2項第4号）

a 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究（以下「学術研究等」という。）という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。これらの場合には、提供した保有個人情報について特定の個人が識別することができない形で用いられることが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の目的のための利用及び提供の原則禁止の例外としている。

なお、次の①から④までに掲げる要件を満たす場合に限るものとする。

- ①学術研究等を行うに際し、個人の識別が必要な理由があること
- ②学術研究等の性質上、本人の同意を得ることが困難であること
- ③学術研究等を行うことが公益上必要であること
- ④提供する個人情報の適切な取扱いについて、必要な措置がとられていること

b 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命や身体、又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合などが含まれる。

【提供することが明らかに本人の利益になると考えられる事例】

- ・緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合

・災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合

・社会福祉法人中央区社会福祉協議会の求めに応じて当会の福祉事業等に必要
な情報を提供する場合で、その提供により区民福祉の増進に寄与するとき

c 「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」の趣旨
は、本来行政機関等において厳格に管理すべき個人情報を例外的に行政機関等以
外の者に提供するにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則し
て「相当の理由」よりも更に厳格な理由を必要とするものである。

具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提
供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著
しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有
個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが
困難であること等の理由が想定される。

d 行政機関等に対して目的外提供をする場合は、法第 69 条第 2 項第 3 号に基づ
き、「相当の理由」があるかを判断することとなる。

e 本号の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」
に該当する場合の類型は、次のとおりである。これらの類型に当てはまらない事
例については、個人情報の内容や当該個人情報の利用目的等を勘案し、個別具体
的に判断する。

類型
(a) 公共的役割を担っている報道機関等に発表し、又はその取材等に応じるた め情報を提供する場合 ただし、社会的関心が高く、区民に知らせることが公益上必要であり、か つ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。
(b) 法第 69 条第 1 項の「法令」に含まれない条例及び規則に定めがある場合
(c) 目的外利用しようとする保有個人情報、出版、報道等により公にされて いる場合（本基準の解釈は、上記（ii）（法第 69 条第 2 項第 2 号）d と同 様）
(d) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認 められる場合（本基準の解釈は、上記（ii）（法第 69 条第 2 項第 2 号）e と同様）

ii 実施機関は、本項の例外事項により目的外提供をするときは、提供に係る個人情報
の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

代理制度における取扱いの変更点

1 法定代理請求

項目	新制度	旧制度
未成年者の法定代理人の開示請求権	父母それぞれが単独で行使できる ※国のQ & Aで法第76条第2項の解釈として提示	共同親権に基づき、父母の連名で行使することが原則 ⇒単独で行使する場合、離婚協議中である等の事情を確認できる書類が必要
本人への代理請求の事実の通知	本人関与の促進及び利益相反の防止のため、本人に対し、代理請求が行われた事実を通知する	規定なし
もう一方の法定代理人への意見照会	開示請求を行った法定代理人と未成年者である本人との間の利益相反を防止するため、もう一方の法定代理人に対して意見照会を行うことができる	規定なし

2 任意代理請求

項目	新制度	旧制度
開示請求等の確認書類	以下3点の書類により、本人であること及び代理権があることを確認する ・任意代理人の本人確認書類 ・委任状（30日以内のもの） ・次のA、Bいずれかの書類 A. 本人の本人確認書類の複写物 B. 委任状に本人の実印を押印し、その印鑑登録証明書（発行日から30日以内のもの）	規定なし （保有特定個人情報に限って任意代理を認めていた）
委任の事実の確認	本人へ確認書を送付し、開示請求等について代理人へ委任した事実を確認する	

3 本取扱いの規定

上記1、2に係る内容（未成年者の法定代理人の開示請求権を除く。）は、「保有個人情報の開示請求等に係る本人確認等取扱要領」にて定めている。

法と旧条例における不開示情報

資料

6-1

法			旧条例		
条項号	規定の概要		条項号	規定の概要	
78-1-1		本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	17-2-3		本人の権利利益を害するおそれがある情報
78-1-2		本人以外の個人に関する情報（本人が当然に知りうる情報、人の利益保護のため開示の必要性が認められる情報、公務員等の職務遂行に関する情報を除く）	17-2-4		本人以外の個人に関する情報（本人が当然に知りうる情報、人の利益保護のため開示の必要性が認められる情報、公務員等の職務遂行に関する情報を除く）
78-1-3		法人等の情報で、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は開示しない条件で任意に提供されたもの（人の権利利益保護のため開示の必要性が認められる情報を除く）	17-2-5		法人等の競争上又は事業運営上の地位を損なうと認められる情報（公益上、開示の必要性が認められる情報を除く）
78-1-4		国の安全等に関する情報（国の機関の長等に対する規定、区は対象外）			
78-1-5		公共の安全等に関する情報（国の機関の長等に対する規定、区は対象外）			
78-1-6		国、地方公共団体等における公正又は適切な審議等に支障を及ぼすおそれがある情報	17-2-7		区、国等における公正又は適切な審議等に著しい支障を及ぼすおそれがある情報
78-1-7	本文	国、地方公共団体等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報	17-2-8	本文	区、国等が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
	イ	国の安全が侵害され、又は他国等との信頼関係や交渉に支障を及ぼすおそれがある情報			
	ロ	公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報	17-2-6		公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報
	ハ	監査、租税賦課等に係る事務に関し、正確な事実の把握や不当な行為の発見を困難にするおそれがある情報	17-2-8	イ	監査、租税賦課等に係る事務に関し、正確な事実の把握や不当な行為の発見を困難にするおそれがある情報
	ニ	契約、争訟に係る事務に関し、区、国等の財産上の利益や当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報	17-2-8	ハ	契約、争訟に係る事務に関し、区、国等の財産上の利益や当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報
	ホ	調査研究に係る事務に関し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある情報			
	ヘ	人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報	17-2-8	二	人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報
	ト	地方公共団体が経営する企業や地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報			
その他		イ～トの例示以外で事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報	17-2-8	ロ	個人の評価、相談等に係る事務に関し、公正な判断を困難にし、又はその適正な遂行を不当に阻害するおそれがある情報

一概に対応させることが難しく、事例ごとに各号への適用を検討する規定

17-2-1		法律、条例等の規定により開示することができないとされる情報
17-2-2		法定受託事務の処理基準及び法令解釈上開示することができないと認められる情報

ウ 開示・不開示の決定

法第78条

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(1)～(7) (略)
- 2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報（）」とあるのは、「掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。）又は行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とすることがあるものとして条例で定めるもの（）」とする。

(ア) 不開示情報への該当性の審査

- i 実施機関は、開示請求があったときは、本人や第三者、法人等の権利利益、公共の利益等を適切に保護する観点により定められた本条第1項各号の不開示情報が含まれる場合を除き、開示請求に係る保有個人情報を開示する義務を負う。
- ii 開示請求を受け、当該請求に係る保有個人情報が存在する場合には、当該保有個人情報が不開示情報に該当するかどうか審査し、「保有個人情報の全部又は一部を開示する」（法第82条第1項）か「保有個人情報の全部を開示しない」（同条第2項）かの判断を行う。
- iii 不開示情報への該当性を判断するに当たっては、開示することによる利益と開示しないことによる利益を適切に比較衡量する必要がある、保有個人情報の内容、利用目的に則し、国の情報公開・個人情報保護審査会の答申や個人情報保護に関する訴訟の判決等を参考にしつつ、個別具体的に慎重に行う。
- iv 開示請求に係る保有個人情報が複数の不開示情報に該当する場合があるため、開示する場合は、各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを十分に確認する。
なお、本条第1項第4号（国の安全等に関する情報）及び第5号（公共の安全等に関する情報）は、国の機関の長等が開示決定等をする場合における不開示情報を規定しているため、区における開示決定等の場合は対象とならない。
- v 開示請求に係る保有個人情報が区の保有する保有個人情報に該当しない場合や文書保存期間満了により廃棄処分しており保有していない場合、開示請求の対象外となる場合等は、開示請求者にその旨を教示する必要がある。

それでもなお、開示請求が行われた場合には、不開示の理由を示して不開示決定を行うこととなる。

vi 開示を請求する保有個人情報が具体的でない等の事由により、開示請求者に補正を求めたが、開示請求者がこれに応じなかった場合には、開示請求書に形式上の不備があるものとして、不開示決定を行うこととなる。

vii 区においては、本条第2項の各地方公共団体における情報公開条例との整合性を確保するための不開示情報は条例に規定していない。

a 不開示情報（個人に関する情報）

法第78条（第1項第1号・第2号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

（1）開示請求者（第76条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第86条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

（2）開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情

報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(a) 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第1号）

i 開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する情報を開示するものであり、通常であれば本人の権利利益を害するおそれはないと考えられる。

ただし、まれに本人に開示することで本人の権利利益を侵害するおそれが生じる場合もあり得ること、また、代理人による開示請求においては、開示請求者と本人の利益が相反する場合が想定されることから、本号が設けられている。

ii 開示請求者が本人の法定代理人である場合、対象となる保有個人情報の性質、開示請求に至る状況や経過等から、本人と法定代理人の利益が相反するおそれがあると客観的に認められるときに本号が適用される。

iii 本号に該当する情報としては、次の事例が考えられる。

- ・治療上の理由から本人に告知されていない病状に関する情報
- ・開示請求者から児童虐待等を受け別居している未成年者について、現在の居所が確認できる情報

(b) 開示請求者以外の個人に関する情報（第2号）

i 本号には、開示請求者以外の個人に関しても本人と同様にその権利利益を保護するため、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる個人に関する情報は非開示とすることが定められている。

ii 「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

なお、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

iii 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、法人その他の団体の事業活動に関する情報と同様の性格を有するものであるため、次号の規定により判断する。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業とは関係のない情報（学歴、親族関係、家庭状況、健康状態等）は、本号により開示又は非開示の判断を行う。

iv 「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述（住所、電話番号、役職名等）又は個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、

保険証の記号番号等)その他の符号等をいい、映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限り含まれる。

v 「特定の個人を識別できる」とは、一般人の判断力・理解力により当該情報が誰のものであるかを認識することができることをいう。

vi 照合の対象となる「他の情報」とは、実施機関が現に保有する情報のほか、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。

特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。そのため、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で判断する。

vii 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(c) 開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの(第2号イ～ハ)

本号イからハまでにおいては、上記(b)の開示請求者以外の個人に関する情報に該当し不開示となるものの例外として、開示する情報を定めている。

④法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報(第2号イ)

i 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定も該当し、条例も含まれる。

ii 「慣行として」とは、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、同種の保有個人情報を開示請求者が知ることができた事例が存在するのみでは、個別的な事情にとどまり、「慣行として」知ることができる場合に当たらない。

iii 「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとして

は、請求者の家族構成に関する情報（配偶者や子の名前、年齢、職業等）等がある。

- iv 「知ることが予定されている」とは、開示請求時点では実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。

なお、「予定」とは、将来知らされることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通常知らされるべきものをいう。

- ②人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（第2号ロ）

不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行う必要がある。

- ③公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（第2号ハ）

- i 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。

- ii 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名及び印影は、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、本号イに該当する場合には、例外的に開示することとなる。

この点、従前からの慣行を踏まえ、区における公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる職員の氏名及び印影は、開示することにより本条3号、6号及び7号の不開示情報を開示することとなるような場合及び個人の権利利益を害することとなるような場合を除き、本号イに該当するものとして開示の対象としている。

- b 不開示情報（法人等に関する情報）

法第78条（第1項第3号）

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- （3）法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（a）法人等に関する情報として不開示となる情報（第3号本文）

- i 本号は、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障する必要があることから、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報を非開示とすることを定めている。
- ii 「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）」には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。
- iii 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報をいう。
- なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第1項第2号の不開示情報に当たるかどうかを検討する必要がある。
- iv 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、営利を目的とするか否かを問わず、事業活動に関する一切の情報をいい、上記iiiの法人等に関する情報と同様の要件により、本号イ及びロの規定への該当性を判断する。事業活動と明

確に区分することができる個人に関する情報は、前号（法第 78 条第 1 項第 2 号）を適用するものとする。

なお、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」に該当するか否かについては、開示請求のあった保有個人情報の内容から当該事業に関する情報であることが明らかである場合を除き、当該個人に照会等するなどして、個人のプライバシーの保護に万全を期し慎重に取り扱うものとする。

v 本号の適用に当たっては、法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であるとともに、次の①又は②に該当する必要がある。

①当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの（第 3 号イ）

i 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切をいう。

ii 「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。

iii 「その他正当な利益」は、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

iv 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがおり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

v 本号イに該当する情報は、次のものが想定される。

- ・経営又は事業の内容に関する情報（事業計画、設備、財務等）
- ・技術に関する情報（製品開発、ノウハウ等）
- ・人事・労務管理等に関する情報（人事配置、給与体系、労務交渉等）
- ・その他明らかに法人等又は事業を営む個人の利益を損なうと認められる情報（法人等の印鑑の印影）

②開示しない条件で任意に提供された情報（第 3 号ロ）

i 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」には、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供さ

れた情報は通常含まれないが、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受託した上で提供を受けた情報は含まれる。

ii 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に報告又は提出を求めた場合は含まれる。

iii 「開示しないとの条件」とは、個人情報保護法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。

また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件も通常含まれる。

iv 「条件」については、実施機関の側から開示しないとの条件で情報を提供して欲しいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除しない。

v 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の見取り方を意味し、当該法人等又は個人において開示しないことだけでは足りない。

vi 開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、本号に該当しない。

(b) 法人等に関する情報のうち不開示情報から除かれるもの(第3号ただし書き)

本号ただし書きは、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、人の生命、健康、生活又は財産を侵害することが明らかな場合には、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、人の権利利益を保護するため、開示しなければならないことを定めている。

この場合、不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められるときは、当該情報は開示する。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれ、客観的な資料によ

り、慎重かつ公正に判断する。

c 不開示情報（国の安全等に関する情報・公共の安全等に関する情報）

法第78条第1項第4号（国の安全等に関する情報）及び第5号（公共の安全等に関する情報）は、国の機関の長等が開示決定等をする場合における不開示情報を規定しているため、区における開示決定等の場合は対象とならない。

d 不開示情報（審議、検討等に関する情報）

法第78条（第1項第6号）

1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

i 行政の意思決定は、その過程において様々な資料を作成し、これらを基に審議、検討又は協議を繰り返しながら行うものであり、本号は、その過程の情報を開示することにより、行政における適正な意思決定が損なわれるおそれがある場合に非開示とすることを定めている。

ii 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。

iii 「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議（以下「審議等」という。）に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

iv 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいう。

v 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関

係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。

- vi 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいう。

- vii 上記ivからviまでにおいて「不当に」とは、審議等の途中段階の情報を開示することの利益を勘案してもなお、開示による実施機関の適正な意思決定への支障が重大であることを意味する。

予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と支障を比較衡量した上で判断する。

- viii 審議等に関する情報については、組織としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。ただし、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討を要する。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせ、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当する場合がある。

e 不開示情報（事務又は事業に関する情報）

法第78条（第1項第7号）

- 1 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
- （7）国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ
- ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
- ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（a）事務又は事業に支障を及ぼすおそれにより不開示となる情報（第7号）

- i 行政機関等が取り扱う保有個人情報の中には、開示することにより、公的機関としての事務事業の公正かつ円滑な運営に支障を生じ、結果的に国民・住民全体の利益を損なうことになりかねないような情報が含まれる場合もあるため、本号は、こうした情報を非開示とすることを定めている。
- ii 本号イからトまでは例示的に規定されているものであり、これらに該当しない場合であっても、開示することにより「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある限り、非開示となる。
【「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当すると思われる事例】
・個人の評価、診断、判定、選考、推薦、指導、相談等に関する保有個人情報を開示することが、これらの事務の過程や基準を知らせることになり、事務の公正・中立な遂行を不当に阻害するおそれがある場合
- iii 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。
- iv 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、よ

り具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らし、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

v 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関の恣意的な判断を許容する趣旨ではなく、本号の適用に当たっては、その要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務又は事業の根拠となる規定や趣旨に照らし、開示することによる利益と支障を比較衡量した結果、開示によって保護される本人の権利利益を考慮してもなお、当該事務又は事業の適正な遂行に及ぼす支障が看過しえない程度のものをいう。

vi 「支障」は、名目的なものでは足りず実質的なものである必要があり、「おそれ」の程度も、抽象的な可能性や単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要である。

(b) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ(第7号イ)

i 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。

具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどをいう。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ(当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがある場合を含む。)をいう。

ii 「他国若しくは国際機関」(以下「他国等」という。)には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの(各国の中央銀行等)、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織(アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等)の事務局等を含む。

他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。

例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が本号イに該当する。

iii 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。

例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が本号イに該当する。

(c) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ（第7号ロ）

i 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

ii 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

iii 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

iv 「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、搜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号ロに含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報、被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号ロに含まれる。

感染症の予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制等、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ロには該当しない。

(d) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、

正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（第7号ハ）

- i 「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。
- ii 「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。
- iii 「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。
- iv 「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。
- v 「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。
- vi 上記 i から v までに係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為や妥当性を欠く行為を助長する等のおそれがあるものがあり、こうした情報は不開示とする。

また、反復的、継続的に行われる事務事業に関する情報のうち、実施後であっても、開示することにより同種の事務事業の目的が達成されなくなるなど、公正かつ円滑な執行を著しく妨げるものについては、非開示とする。例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、本号ハに該当する。

- (e) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ（第7号ニ）

- i 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。
- ii 「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。
- iii 「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

- iv 行政機関等が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場でその業務を遂行する必要があり、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (f) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ（第7号ホ）

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより、成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、及び試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (g) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ（第7号ヘ）

行政機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等のように、開示することにより、組織維持の基礎となる公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (h) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（第7号ト）

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、法第78条第1項3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断す

る必要があり、情報の不開示の範囲は法第 78 条第 1 項 3 号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合がある。

オ 決定の期限

(ア) 決定を行う期限

法第83条（第1項）

- 1 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

本項では、開示請求を受けた実施機関は、開示請求日から30日以内に「保有個人情報の全部又は一部を開示する」か「保有個人情報の全部を開示しない」かの決定を行わなければならないことを定めている。

法定の期限は開示請求日から30日以内とされているものの、区においては、開示請求の手続を迅速に進めていく観点から、開示請求日から14日以内に開示決定等を行うことを目標とする。

a 起算日

「開示請求があった日」とは、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日をいう。

①来庁して情報公開コーナーで開示請求を行う場合

開示請求者が行政機関等に来所して開示請求書を提出した日が「開示請求があった日」となる。

②開示請求書を郵送して開示請求を行う場合

開示請求書が事務所に配達された日が「開示請求があった日」となる。

b 期間計算

民法（明治29年法律第89号）第140条の規定により「開示請求があった日」の翌日から起算し、その期間の末日が行政機関等の休日に当たる場合は、同法第142条の規定によりその翌日をもって期間が満了することになる。

なお、この間に開示請求書の補正が行われた場合、その補正に要した日数（※）は算入されない。

※補正を求めた日の翌日から当該補正が完了した日までの日数をいう。なお、「補正を求めた日」とは、実施機関が補正書の発送等を行った日をいう。

(イ) 期限の延長

法第83条（第2項）

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

i 本項は、開示請求に係る保有個人情報について、事務処理上の困難その他正当な理由により、30日以内に開示決定等を行うことができない場合には、その期限を開示請求日から60日以内まで延長することができることを定めている。

ii 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」とは、実施機関が開示請求に対して開示請求日から30日以内に開示決定等をするよう誠実に努力しても、当該期間内に決定することができない場合をいう。

「正当な理由」への該当性は、請求に係る保有個人情報の量、請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、当該期限までに処理すべき他の開示請求事案の量のほか、他の業務の繁忙、開庁日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断される。

【該当事例】

①一度に多くの種類の開示請求があり、又は同種の保有個人情報が著しく大量にあるため、請求に係る保有個人情報を短期間に検索することが困難であるとき、又は開示請求があった保有個人情報の内容が複雑で、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき

②開示請求があった保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているため、当該第三者の意見を聴く必要があり、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき

③未成年者の法定代理人による開示請求で、開示請求を行った法定代理人と本人との間の利益相反を防止するため、もう一方の法定代理人に意見照会をすることにより、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき

④満15歳以上の未成年者の法定代理人による開示請求で、本人に自身の個人情報の開示に対する意思を確認することにより、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき

⑤天災等の発生や一時的な業務量の増大等のため、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき

⑥年末年始等執務を行わない期間があるときその他の合理的な理由により、期間内に開示決定等をするのが困難であるとき

- iii 期限を延長する場合、規則別記第 11 号様式により、延長後の期間及び延長の理由を開示請求者へ通知する。当該通知は、遅くとも開示請求があった日から 30 日以内（補正に要した日を除く。）に行うものとする。
- iv 延長通知書の「延長後の期間」は、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、必要最小限の日数とする。

（ウ）期限の特例

法第 84 条

開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長等は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（１）この条の規定を適用する旨及びその理由

（２）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- i 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、法第 83 条第 2 項の規定に基づく期限の延長を行ったとしても、当該期限内（60 日以内）に開示請求に係る保有個人情報の全てについて開示決定等を行うと、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあると判断される場合には、本条に規定する期限の特例規定を適用することとなる。

なお、この場合、60 日以内に処理できる分については当該期間内に開示決定等を行うべきであり、期限の特例の対象となるのはその残りの部分であることに留意する。

- ii 「著しく大量である」とは、開示等に関する事務を 60 日以内に処理しようとする、当該開示請求の処理を担当する部課の通常事務の遂行に著しい支障が生ずる程の量をいう。「開示請求に係る保有個人情報著しく大量である」かどうかは、請求に係る保有個人情報の量、請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度や業務量、当該期限までに処理すべき他の開示請求事案の量のほか、当該主管課の事務体制や他の業務の繁忙、開庁日等の状況なども考慮した上で判断する。

- iii 「事務の遂行に著しい支障が生ずる」とは、通常生ずる支障の程度を超えた、業

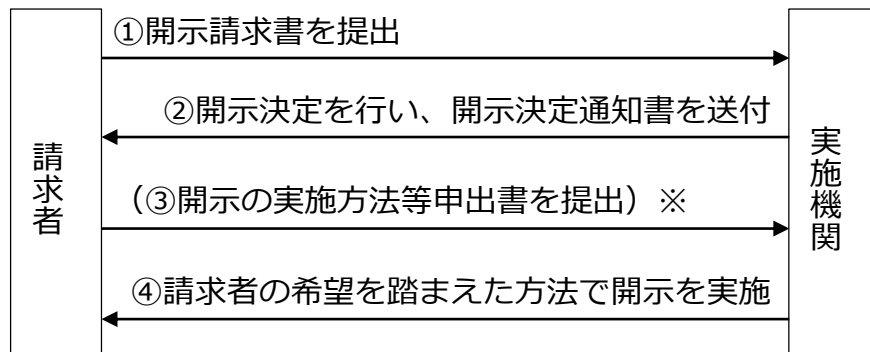
務上看過しえない支障をいう。

iv 「相当の期間」とは、請求に係る保有個人情報について、実施機関が開示等の決定手続のために必要な合理的期間をいう。

v 特例延長を行う場合、規則別記第 1 2 号様式により、特例規定を適用する旨、その理由及び 60 日以内に開示決定等ができない部分の開示決定等の期限を開示請求者へ通知する。当該通知は、開示請求があった日から 30 日以内（補正に要した日を除く。）に行うものとする。

vi 特例延長通知書の「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」は、最終的に当該開示請求に係る保有個人情報の全てについての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限であり、具体的に年月日で示す。

1 開示請求の手の続の流れ



※開示請求書に記載された実施方法のとおり開示できる（請求者の希望と実施機関の実施方法が合致している）場合は不要

（参考）開示請求書の任意記載欄

第8号様式（第10条関係）

保有個人情報開示請求書

（宛先）中央区長 年 月 日

住所又は居所 〒 ー
（ふりがな）
氏名 電話番号（ ）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（対象の情報が特定できるよう具体的に記載してください。）

請求の理由
希望開示箇所

2 求める開示の実施方法等 希望開示箇所（（1）又は（2）のいずれかを○で囲み、（1）を選択した場合は実施の方法及び希望日を、（2）を選択した場合は写しの種類を選択してください。）

（1）情報公開コーナー（中央区役所1階）における開示の実施を希望する。
<方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付（☐ 用紙等の印刷物 ☐ 光ディスク）
☐ その他（ ）
<希望日> ☐ 開示決定日から2週間以内の開示を希望 ☐ その他（ ）
（2）写しの送付（☐ 用紙等の印刷物 ☐ 光ディスク）を希望する。

3 本人確認等

（1）開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

（2）請求者の本人確認事項
☐ 運転免許証 ☐ 本人番号カード又は写真付き住民基本台帳カード
☐ 在留カード又は特別永住者証明書
☐ その他（ ）
※前記により請求する場合は、知事（請求日前30日以内に発行された住民票の写しその他本人であることを示す書類を送付してください。）

（3）本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人
（ふりがな）
イ 本人の氏名 電話番号（ ）
ウ 本人の住所又は居所

（4）法定代理人が請求する場合（次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。）
☐ 戸籍簿本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

（5）任意代理人が請求する場合（次の書類を提示し、又は提出してください。）
☐ 委任状（備考）

（注）（4）、（5）の書類は、請求日前30日以内のものである必要があります。

2 実施方法等の合致に向けた運用

（1）受付時の案内

任意事項である開示請求書の「求める開示の実施方法等」について、できる限り記載いただくよう促す。

（2）開示請求書の記載項目

開示請求書の「求める開示の実施方法等」の希望日の記載欄において、開示の決定から実施までの標準的な期間が選択できる書式としている。

（3）受付後における不一致の補完

開示請求書の「求める開示の実施方法等」が未記載の場合や、請求者と実施機関の開示の実施方法等が合わない場合は、請求者と連絡を取って調整し、通話メモ等により開示の実施方法等の不一致を補完した事実を記録する。

2 求める開示の実施方法等 ※記載は任意（（1）又は（2）のいずれかを○で囲み、（1）を選択した場合は実施の方法及び希望日を、（2）を選択した場合は写しの種類を選択してください。）

（1）情報公開コーナー（中央区役所1階）における開示の実施を希望する。

<方法> ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付（☐ 用紙等の印刷物 ☐ 光ディスク）

☐ その他（ ）

<希望日> ☐ 開示決定日から2週間以内の開示を希望 ☐ その他（ ）

（2）写しの送付（☐ 用紙等の印刷物 ☐ 光ディスク）を希望する。